

経協インフラ戦略会議について

平成25年3月



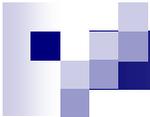
経協インフラ戦略会議の概要について

1. 我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力(経協)に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、経協インフラ戦略会議(以下「会議」という。)を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房長官

構 成 員 副総理兼財務大臣、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、経済再生担当大臣

3. 会議の庶務は、内閣官房において処理する。



経協インフラ戦略会議運営要領

経協インフラ戦略会議(以下「会議」という。)の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議は議長が召集する。議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
2. 会議は、非公開とする。
3. 会議の出席者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
4. 会議終了後の記者対応は、原則として内閣官房が行う。
5. 記者発表の内容は、出席者、公表済みの議案及び秘に非ざる事項等に限定し、審議の経緯や、出席者の個別の発言内容等には言及しないものとする。
6. 会議に幹事会を置く。
7. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。